

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 市民文化部（地区市民センターを除く）
- 3 事前調査期間 平成19年5月8日から平成19年5月11日まで
- 4 監査期間 平成19年7月4日から平成19年7月6日まで
- 5 監査対象年度 平成18年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

地区市民センターを除く市民文化部5課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成19年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市民文化課・広聴・消費生活相談室】

地区市民センターの整備・運営管理、自治会との連絡調整、市連絡員及び広報連絡事務、計量器の各種検査及び計量思想の普及、地域活動の振興、市民活動団体の支援、市民活動センター、安全なまちづくりの推進、防犯外灯補助及び防犯関係団体、文化の振興、文化団体、文化功労者表彰、財団法人四日市市文化振興財団との連絡調整、生涯学習に係る施策の企画・調整、地区市民センター活動、学習情報、関係職員・団体の研修・養成、なや学習センター、市民意識の把握、市政に対する市民の陳情・要望、市民相談、消費者相談、消費者教育及び消費者団体の支援に関する業務等を所掌する。（職員20名、再任用職員2名、嘱託職員3名）

【男女共同参画課】

男女共同参画の推進に関する施策の企画及び調査、男女共同参画及び女性問題に関する研究及び啓発、男女共同参画センターに関する業務等を所掌する。（職員4名、嘱託職員3名）

【市民課・市民窓口サービスセンター】

戸籍・住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録・犯罪人名簿、身分事項・身分証明、市税の証明の交付、人口動態調査表の作成、埋火葬許可証・斎場使用許可証の交付、国民健康保険・国民年金等の申請書及び届書の受付、市民窓口サービスセンターの運営、住居表示整備事業の計画・実施、住居表示台帳の整備、町及び字界の整備に関する業務等を所掌する。

（職員26名、再任用職員1名、嘱託職員2名）

【国際課】

外国との交流推進・友好親善、多文化共生社会づくり、国際協力、国際交流事業の企画調整、国際化施策の総合調整、外国の情報・資料の収集、姉妹（友好）都市、国際共生サロン、財団法人四日市国際交流協会との連絡、その他外事に関する業務等を所掌する。

（職員4名、嘱託職員1名）

【あさけプラザ】

会館の運営、会館の維持管理、会館の利用、会館運営協議会、会館の事業に関する業務等を所掌する。（職員3名、嘱託職員3名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況及び原課契約工事の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

<各課個別事項>

【市民文化課・広聴・消費生活相談室】

(1) 公有財産の管理について

市民文化課所管の工作物について、台帳の内容に一部不備があった。四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、適正な公有財産管理に努めること。【注意事項】

(2) 現金等の管理について

市民文化部の主管課として、市民文化部各課の郵便切手を一括購入し、各課に配布しているが、その受払いについて、受払簿に記載し記録として残し、金券の適正管理に努めること。また、現金の取扱いについても配意すること。【注意事項】

【男女共同参画課】

(1) 支出事務について

DV被害女性緊急生活資金扶助として前渡資金を保有しているが、前年度末の精算が会計規則による翌月の10日までに行われていないので注意するとともに、年度始めにはできるだけ早く支出を行い緊急用の資金として準備しておくこと。【注意事項】

【市民課・市民窓口サービスセンター】

特になし

【国際課】

特になし

【あさけプラザ】

(1) 公印の管理について

公印台帳の副本に公印管守者及び公印取扱責任者の記載漏れがあったので、四日市市公印規則に基づき所定の手続きを行ない適正に管理すること。【注意事項】

(2) 収入事務について

現金出納簿に調定額を計上していたが、現金出納簿は現金の状況を把握するための帳簿であるので、定期的に現金と帳簿残高を照合できる様式に改めること。【是正改善事項】

(3) 原課契約工事の日付について

現場説明日と見積受取日が同日となっている。緊急な修繕で当初に設置、施工した業者で設

備、機器等を熟知している場合は、同日提出になることもあるが、一般的には、業者を指名し現場説明を行ない業者試算のうえ、数日後に見積書が提出されるものである。透明性、説明責任を果たせるよう適正な契約事務の執行に努めること。また、それらの決裁日が同日となっているので、内部事務のけん制体制についても見直しを行い適正な事務執行に努めること。【是正改善事項】

(4) あさけプラザ設置条例の改正について

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例第2条(設置)において、「四日市地区広域市町村圏」に、三重郡「楠町」が残っているので、早急に条例改正を行い、「楠町」を削除すること。【是正改善事項】

2 所見

<各課共通事項>

(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、1人当たり年平均で360時間を超える所属があり、また特定の係や職員に集中している所属もある。ついては、労働基準法や労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し職員の健康管理に注意しながらその徹底に努めるとともに、事務処理の簡素化や業務の見直し、係間の応援体制の構築、組織のあり方の検討などに取組み、業務の効率性の面からも時間外勤務の縮減に努めること。併せて、特定の職員に業務が偏らないよう特に注意すること。【努力要望事項】

上記対象課～【市民文化課】【市民課】【国際課】【あさけプラザ】

<各課個別事項>

【市民文化課・広聴・消費生活相談室】

(1) 組織形態について

当課は、地域振興係、市民活動安全係、文化生涯学習係と公聴・消費生活相談室の3係1室で構成されており、その業務範囲は広範にわたっているが、文化生涯学習係は他の係・室と機能的にやや異質な面があると思われるので、組織機構の見直しも含め、より円滑な業務の執行に留意されたい。【努力・要望事項】

(2) 地域社会づくり総合事業について

地域社会づくり総合事業補助金は、各地域の特性に応じた自主的なまちづくりを支援する制度で、平成15年度に創設され既に4年を経過しているが、地区によっては事業の取り組みに差異が見受けられる。各地区市民センターが他地区や他市で取り組まれている事業内容を把握して地域の団体に情報の提供を行うなど、事業内容の充実に向けて働きかけるよう努めること。【努力要望事項】

(3) 地域マネージャーについて

地域マネージャーについては、民間人を登用して、その経験を活かして地域の課題に取り組もうとするもので、平成16年度から配置を開始し平成18年度で全地区市民センターへの配置が完了したばかりであるが、制度が十分機能していない面が見受けられる。地域マネージャーの

組織上の位置付と業務権限をより一層明確にするなど、地域住民との関係において地域マネージャーが力を発揮するためのより一層の工夫が必要と思われるので検討されたい。【検討事項】

(4) 集会所の耐震改修について

集会所建設費補助金(特枠分)については、予算の執行率が73%に止まり、約400万円の不用額が生じている。集会所は、災害時の避難所となることから、特に耐震化が急がれるところであり、さらに自治会関係者への制度の周知に努めること。【努力要望事項】

【男女共同参画課】

(1) 啓発活動の充実について

男女共同参画社会の実現に向けて、任務目的の「女性の社会進出と自立を促進する支援を行なう」ために各種事業を展開しているが、目的達成のためには何よりも男性や事業者の理解と事業への積極的な参画が欠かせないので、地域社会や事業所においてより一層啓発に努めること。また、技能、知識、資格等を含めた経歴に関する情報の登録を行うとともに、男女共同参画に理解のある元市職員を活用するなど、啓発のための仕組みづくりについても検討すること。

【検討事項】

(2) ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センターは子育てと仕事の両立を支援するための会員組織であり、その業務を平成16年度よりNPO法人へ委託している。確かに会員数は毎年増加して順調に運営されてはいるが、子育てに関する不安や悩み相談の件数も増えており、児童福祉課や保健センターとの連携なしでは対応が難しいと思われる。当事業に関して市民ニーズにスムーズに対応するための最適な所管課についての再検討も含め、更なる充実に向けた研究を要望する。【努力要望事項】

(3) つどい事業について

毎年恒例で実施している「つどい事業」について、その参加メンバーが固定化傾向にあるので、マンネリ化を防ぐためにも新しい参加者を少しでも多く呼び込むための事業展開を図る必要がある。行政職員の視野を広げ力をつけることにもなるので、失敗を恐れずに新しい催し物の企画にチャレンジされたい。【努力要望事項】

【市民課・市民窓口サービスセンター】

(1) 市民窓口サービスセンターの業務拡大について

市民窓口サービスセンターの利用が年々増加している。これは、市民ニーズの表れであるので、体制の整備も含め、業務拡大に向け積極的に取り組み、市民の利便性の向上に努力するよう要望する。【努力要望事項】

(2) 負担金について

市民窓口サービスセンター施設使用負担金について、現在の使用実態は契約当初とは乖離したものになっており、また、負担金の算定根拠もあいまいになっているので、使用実態に即した、明確な算定根拠に基づく契約について早期に協議すること。【努力要望事項】

(3) 現金等の管理について

昨年、他市町で窓口手数料の横領事件が起こり、市民の信頼を大きく損なう事態となっている。本市においては、現在、そのような不名誉な事件は起きていないが、より厳重なチェック

体制を確立し、事故防止に努められたい。また、駐車券等金券については、常に在庫と消費を勘案し、計画的に購入するなど、必要最小限の保有に心掛けること。【努力要望事項】

(4) オンライン入出力業務及び窓口業務委託について

オンライン入出力業務及び窓口業務は、平成13年度から同一の事業者による単独随意契約により業務委託をしているが、他都市や他社の状況を調査し、より効率的で、効果のある業務委託ができるよう業者選択も視野に入れて検討すること。【検討事項】

【国際課】

(1) 外国人の生活実態調査について

外国人に対する生活実態調査はこれまで行なわれていないが、必要な情報を収集し、具体的、効果的な施策に繋げるためには生活実態をしっかりと見極めることが重要であるので、事業者の協力を得ながら就労状況などの実態把握に努めること。【努力要望事項】

(2) 共生・交流事業の担い手について

国際交流事業や共生事業については、これまで行政が主体となって取り組んできたが、行政と民間の役割分担を整理し、国際交流協会のほか、事業者、NPO団体やボランティアの発掘・育成など担い手を増やしていくような事業の展開に努めること。【努力要望事項】

(3) 国際共生サロンの運営について

国際共生サロンが運営を開始して3年が経過するが、スタッフについて、予算の関係上、安定的な雇用ができる状況にはない。安定した運営と事業内容の充実を図るためにも、有償ボランティアで人材を確保することを検討するとともに、安定的な雇用ができる人件費の確保に努めること。【努力要望事項】

(4) 外国人集住都市会議の負担金について

外国人集住都市会議の開催経費について、負担金が予算流用で処理されているが、予算措置については、予算編成の段階から内容を精査し、計画的かつ効率的な予算執行に努めること。また、開催経費の不足分は座長都市が負担することになっており、座長都市の負担が大きいため、開催経費の負担のあり方について同会議会員都市と協議すること。【努力要望事項】

【あさけプラザ】

(1) 施設利用について

「ふれあいと語らいの場」として様々な機会を提供することが、地域の連携と潤いのある生活を創造し、自主・自立の地域づくりに繋がる。地域の文化、福祉の拠点施設であることについて、より一層市民への広報、情報提供に努めるとともに、プラザを活性化し、プラザの特色が出せるような事業展開を工夫されたい。【努力要望事項】